

平成27年度第12回教育委員会定例会 会議録

◇ **開催年月日** 平成28年3月23日(水) 16時35分開会
17時40分閉会

◇ **開催の場所** 教育委員会室

◇ **出席委員**

委員長	窪 蘭 修	委員	高 島 まり子
委員	桃木野 聡	教育長	石 踊 政昭

◇ **欠席委員**

委員 津 曲 貞利

◇ **説明のため出席した者の職氏名**

管理部長	星野 泰啓	教育部長	藤田 芳昭
総務課長	橋口 訓彦	施設課長	間世田 敏
文化財課長	兒玉 潤一郎	美術館副館長	山西 健夫
図書館長	斉之平 智	学務課長	松山 武史
学校教育課長	白濱 富男	保健体育課長	春田 浩志
国体準備室長	遠藤 章	青少年課主幹	芝原 睦美
生涯学習課長	大堂 洋	少年自然の家所長	藤山 洋一
中央学校給食センター所長	宮里 弘見		

◇ **書記**

総務課主幹	土屋 幹雄	総務課主査	久家 加奈子
-------	-------	-------	--------

◇ 議事日程

- 1 開 会
- 2 会議成立の宣言
- 3 会議録署名者の指名
- 4 会議の公開等について
- 5 議 案
 - 定第 6 4 号議案 鹿児島市教育委員会事務局等の職員の任免の件
 - 定第 6 5 号議案 鹿児島市教育委員会組織及び事務分掌等に関する規則一部改正の件
 - 定第 6 6 号議案 鹿児島市教育委員会事務委任等規則一部改正の件
 - 定第 6 7 号議案 鹿児島市教育委員会事務補助執行規程一部改正の件
 - 定第 6 8 号議案 鹿児島市立幼稚園園則一部改正の件
 - 定第 6 9 号議案 鹿児島市立幼稚園の保育料の減免に関する規則廃止の件
 - 定第 7 0 号議案 鹿児島市立学校職員安全衛生管理規程一部改正の件
 - 定第 7 1 号議案 鹿児島市教育委員会人事評価実施規程一部改正の件
 - 定第 7 2 号議案 鹿児島市教育委員会職員の条件附採用期間における勤務評定に関する規程一部改正の件
 - 定第 7 3 号議案 鹿児島市立学校管理規則一部改正の件
 - 定第 7 4 号議案 鹿児島市立高等学校学則一部改正の件
 - 定第 7 5 号議案 鹿児島市立科学館条例施行規則一部改正の件
 - 定第 7 6 号議案 鹿児島市立ふるさと考古歴史館条例施行規則一部改正の件
 - 定第 7 7 号議案 鹿児島市立美術館条例施行規則一部改正の件
 - 定第 7 8 号議案 鹿児島市立高等学校の入学検定料及び入学料の免除に関する規則の一部を改正する規則一部改正の件
 - 定第 7 9 号議案 鹿児島市公民館運営審議会の組織及び運営並びに鹿児島市公民館条例の施行等に関する規則一部改正の件
 - 定第 8 0 号議案 鹿児島市特別支援教育委員会規則廃止の件
 - 定第 8 1 号議案 鹿児島市指定文化財の指定に関する件
- 6 報告事項
 - (1) 鹿児島市立図書館基本的運営方針素案に係るパブリックコメント手続の実施結果及び鹿児島市立図書館基本的運営方針（案）について
 - (2) 平成 2 7 年度鹿児島学習定着度調査の結果について
 - (3) 平成 2 7 年度鹿児島市社会教育委員の会議の結果について
 - (4) 吉野公民館改修工事の完了について
 - (5) 鹿児島市立学校職員ストレスチェック制度について
 - (6) 第 6 3 回鹿児島県下一周市郡対抗駅伝競走大会結果について
 - (7) 鹿児島市美術品等取得基金による美術品の購入について
 - (8) 市議会関係の審議結果等について
 - (9) 教育委員会関係の主な行事について
- 7 その他
- 8 閉 会

◇ 会議要旨

1 開会

委員長 ただいまから、平成27年度第12回教育委員会定例会を開会いたします。

2 会議成立の宣言

委員長 本日は津曲委員が欠席しておりますが、定足数に達しておりますので、会議は成立しております。

3 会議録署名者の指名

4 会議の公開等について

委員長 次に、会議の非公開についてですが、定第64号議案は、人事・人選に係る案件でありますので、傍聴を禁止し、関係部課長のみの出席にしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

委員長 ご異議もないので、そのように取り扱います。

5 議案

定第64号議案 鹿児島市教育委員会事務局等の職員の任免の件

原案可決

【 本 議 案 は 非 公 開 】

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

定第65号議案 鹿児島市教育委員会組織及び事務分掌等に関する規則一部改正の件

原案可決

定第66号議案 鹿児島市教育委員会事務委任等規則一部改正の件

原案可決

定第67号議案 鹿児島市教育委員会事務補助執行規程一部改正の件

原案可決

定第68号議案 鹿児島市立幼稚園園則一部改正の件

原案可決

定第69号議案 鹿児島市立幼稚園の保育料の減免に関する規則廃止の件

原案可決

定第70号議案 鹿児島市立学校職員安全衛生管理規程一部改正の件

原案可決

定第71号議案 鹿児島市教育委員会人事評価実施規程一部改正の件

原案可決

定第72号議案 鹿児島市教育委員会職員の条件附採用期間における勤務評定に関する規程一部改正の件

原案可決

定第73号議案 鹿児島市立学校管理規則一部改正の件

原案可決

定第74号議案 鹿児島市立高等学校学則一部改正の件

原案可決

定第75号議案 鹿児島市立科学館条例施行規則一部改正の件

原案可決

定第76号議案 鹿児島市立ふるさと考古歴史館条例施行規則一部改正の件

原案可決

定第77号議案 鹿児島市立美術館条例施行規則一部改正の件

原案可決

定第78号議案 鹿児島市立高等学校の入学検定料及び入学料の免除に関する規則の一部を改正する規則一部改正の件

原案可決

委員長 次に、定第65号議案から78号議案については関連がありますので、一括して説明をお願いします。

事務局 定第65号議案から78号議案にかけて一括して、ご説明申し上げます。議案綴りでは、2ページから53ページまでの内容となりますが、関係資料で説明をさせていただきます。まず、定第65号議案から定第70号議案及び定第73号議案につきましては、組織整備に伴う事務分掌の変更などに係るものでございます。組織整備に関しましては、市立幼稚園及び結婚相談所が健康福祉局の所管に変わります。また、文化財課に係制が導入され、文化財係と世界遺産保全係が設置されます。内容につきましては、資料をお目通しください。次に71号議案・72号議案・75号議案・76号議案・77号議案につきましては、国の法改正に伴う条文整備に伴うもので、小中一貫教育を実施する学校として義務教育学校の名称が追加されたこと等によるものでございます。次に、73号・74号議案につきましては、鹿児島商業高校の寮整備に伴い、舎監の設置等に関する規定の整備でございます。最後の78号議案に関しては、市立高校の授業料等の減免の適用に係る特例処置を設けるもので、これは平成27年度までと同様に、生活保護基準変更の影響を受けないようにするための措置を継続するものです。内容については資料をお目通しください。よろしくご審議の上、ご承認くださるようお願いいたします。

委員長 ただいまの説明について、何かご質疑はありませんか。

委員 定第65号議案にあるように、結婚相談所と市立幼稚園4園が市長事務部局の所管になり、それに伴う改正があったということですね。

委員長 他になければ、原案どおりとすることにご異議ありませんか。
(なしの声あり)

委員長 ご異議もないので、定第65号議案から78号議案は原案どおりといたします。

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

定第79号議案 鹿児島市公民館運営審議会の組織及び運営並びに鹿児島市公民館条例の施行等に関する規則一部改正の件

原案可決

委員長 まず、定第79号議案について説明をお願いします。

事務局 資料の54ページをお開きください。定第79号議案の鹿児島市公民館運営審議会の組織及び運営並びに鹿児島市公民館条例の施行等に関する規則の一部改正につきまして、説明させていただきます。地域公民館等使用許可申請書の

提出期間について、例外規定を設けるものでございます。56ページをお開きください。今回、一部改正をいたします規則の新旧対照表でございます。左の表が改正前で、右の表が改正後となっております。市民サービスの向上を図るため、第3項に例外規定を追加して、当日に申請しても利用できるように改正するものでございます。以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

委員長 ただいまの説明について、何かご質疑はありませんか。

委員 施設を使用しやすくなったということですね。

事務局 これまでは、休みの日等に施設が空いていても、当日に申し込んでいただいて使用するというのが、制度上難しい部分がありました。実際はある程度柔軟な対応をしている部分もありましたが、制度として当日申込みでも使えるようにしました。

委員長 他になければ、原案どおりとすることにご異議ありませんか。
(なしの声あり)

委員長 ご異議もないので、本件は原案どおりといたします。

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

定第80号議案 鹿児島市特別支援教育委員会規則廃止の件

原案可決

委員長 次に、定第80号議案について説明をお願いします。

事務局 議案つづりの58ページをお開きください。定第80号議案「鹿児島市特別支援教育委員会規則廃止の件」につきましてご説明いたします。本規則は、障害等により特別な支援を必要とする児童等の適切な就学を図るために設置した「鹿児島市特別支援教育委員会」に関する規定を定めたものですが、前回の教育委員会定例会でご審議いただきましたとおり、これまで、国において条例による設置が望ましいとされていたことや、対象となる児童生徒数が増加している本市の状況等を踏まえて、今回条例化したことから、現行規則を廃止するものです。以上で、説明を終わります。

委員長 ただいまの説明について、何かご質疑はありませんか。

委員長 なければ、原案どおりとすることにご異議ありませんか。
(なしの声あり)

委員長 ご異議もないので、本件は原案どおりといたします。

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

定第81号議案 鹿児島市指定文化財の指定に関する件

原案可決

委員長 まず、定第81号議案について説明をお願いします。

事務局 議案綴りの60ページをお願いいたします。定第81号議案鹿児島市指定文化財の指定に関する件についてご説明申し上げます。鹿児島市文化財保護条例第4条第1項の規定に基づき、旧島津氏玉里邸長屋門を鹿児島市指定文化財に指定しようとするものでございます。種別といたしましては、有形文化財の建

造物で、所在地は鹿児島市玉里町27番1号で鹿児島女子高等学校の敷地内にあります。61ページをお開きください。2月の定例会でご報告いたしましたが、旧島津氏玉里邸長屋門を鹿児島市指定文化財に指定することにつきまして、3月17日の鹿児島市文化財審議会に諮問いたしました。指定することについて、適当であると認める旨の答申を3月18日にいただきました。61ページはその答申文の写しでございます。62ページをお開きください。長屋門の指理由及び概要でございます。また、63ページは長屋門の南立面図・東立面図・西立面図でございます。

委員長 ただいまの説明について、何かご質疑はありませんか。

委員 見学者は多いのですか。

事務局 玉里邸等にいらっしゃる方は多いようでございます。

委員長 他になければ、原案どおりとすることにご異議ありませんか。
(なしの声あり)

委員長 ご異議もないので、本件は原案どおりといたします。



6 報告事項

(1) 鹿児島市立図書館基本的運営方針素案に係るパブリックコメント手続の実施結果及び鹿児島市立図書館基本的運営方針（案）について

委員長 次に、報告事項（1）について説明をお願いします。

事務局 鹿児島市立図書館基本的運営方針（素案）に係るパブリックコメント手続の実施結果及び基本的運営方針案の策定についてご報告いたします。報告事項関係資料①をご覧ください。1のパブリックコメント手続きの結果でございます。

（1）の「意見の募集期間」は、昨年12月21日から1月25日の36日間で、（2）の「意見の提出者数」は、27人から207件の意見が寄せられました。（3）の「処理区分」は、寄せられた意見をAからEの5つに分類したもので、Aは、「意見の趣旨等を反映し、方針案に盛り込むもの」で、1件、Bは、「意見の趣旨等は、方針素案に盛り込み済みのもの」で、87件、Cは、「方針案には盛り込まないもの」で、3件、Dは、「具体的な事業等の実施にあたり参考とするもの」で、94件、Eは、「その他要望・意見等」で、22件となっております。（4）の「結果の公表」につきましては、現在、ホームページ等とおして公表しているところでございます。2ページをお願いします。（5）の「主な意見等」でございますが、①の処理区分Aは、意見の趣旨等を反映し、方針案に盛り込むものでございます。番号1の「課題解決支援サービスに関して災害対策に関することも含めて欲しい。」という意見に対しましては、基本的運営方針の（2）②「課題解決支援に役立つサービスの充実に努めます。」の説明文の特定のテーマについての実用的な情報に、「防災」を追加することとしております。具体的には、資料②の方針案の9ページをお願いします。中ほどの②の「課題解決支援に役立つサービスの充実に努めます。」の説明文、2行目の「就

業、子育て、教育、医療・健康、法律」の後に、「防災」を追加しております。それでは、また、報告事項関係資料の2ページにお戻り下さい。②の処理区分Bは、意見の趣旨等は、方針素案に盛り込み済みのもので、主なものを記載しております。次の③処理区分Cは、方針案には盛り込まないものでございます。番号89は、(1)①「誰もが使いやすい図書館サービスを提供します。」の説明文に、「子どもたちや高齢者、障がいを持つ方」など、「誰もが」を具体的に説明した方がよいのではないかと。という意見でございますが、この対応としましては、「子どもたちや高齢者、障がいを持つ方」などについては、(1)②「ユニバーサルデザインの視点に立ったサービスの充実に努めます。」に掲載しているため、原案どおりとしたいと考えております。番号90は、「市民が利用しやすい図書館」の指標は、「入館者数」でなく、「市民一人当たりの貸出冊数」か「移動図書館や公民館図書室を含む利用者数」に、してはどうか。についてで、ございますが、この対応としましては、「市民が利用しやすい図書館」の指標としては、図書館が図書の貸出返却、レファレンスによる情報提供、学習活動の場など様々な役割を担っていることから、図書館全体としての利用状況を表す「入館者数」を選択したところであり、原案どおりとしたいと考えております。また、番号91は、「利用しやすい図書館」の指標は、「入館者数」のみならず、「利用者数」や「貸出冊数」なども加えるのはどうか、についてでございますが、図書館全体としての利用状況を表す「入館者数」を選択したところであり、基本目標ごとに1つの指標を掲げていることから、原案どおりとしたいと考えております。3ページの④処理区分Dは、具体的な事業等の実施にあたり、参考とするもので、主なものを記載しております。次の⑤処理区分Eは、その他要望・意見等の主なものを記載しております。なお、別冊の「資料①」は、パブリックコメントの各意見に対する処理状況を一覧にまとめたものですので、後ほどお目通しください。以上がパブリックコメントの概要でございます。続きまして、「資料②」をお願いします。鹿児島市立図書館基本的運営方針案でございますが、内容については、以前にご説明したとおりで、今後、これを最終案として、決裁を取り、方針としたいと考えております。以上で、パブリックコメントの実施結果及び「鹿児島市立図書館基本的運営方針案」の説明を終わります。よろしく願いいたします。

委員長 何かお聞きになりたいことがありましたらどうぞ。

委員 関係資料①3ページ④処理区分Dの具体的な事業等の実施にあたり参考とするものに関して、それぞれの意見と結びつく事業について、もう少し具体的に教えてください。

事務局 123番の「海外の人向けの分かりやすい日本語辞書・漢字辞典を準備し、図書館のパンフレット等にどこに辞書があるのかを示しておくとしやすくなる。」に関しては、日本語が理解できない方々に対して、具体的な言語でポスターやちらしに表記して掲示したいと考えているところであります。

委員 英語で記載するということですか。

事務局 そうです。他にも中国語や韓国語も考えています。

委員 他の意見についてはいかがですか。

事務局 145番の「その土地の図書館ならではの」という点につきましては、地域資料として行政資料や郷土資料等を力を入れて収集したり、展示したりして、情報を提供したいと考えております。

委員 157番には読み聞かせという言葉が出てきています。これは大人に対してということですか。

事務局 高齢者の興味がわくようなものをこちらの方で実施したいと考えています。

委員 具体的にはプログラミングやネットワークといった講座も今後していくのですか。

事務局 そうです。今後取り入れていって、募集していきたいと考えています。

委員 180番には高齢者等の利用を促進することが必要だとありますが、具体的にはどのような働きかけをするのでしょうか。

事務局 文字が小さくて読みにくいという方がいらっしゃいますので、大活字本という文字のポイントの大きな本を準備したり、高齢者には歴史や郷土に興味を持つ方が多いので、分かりやすい展示を準備したりしていきたいと考えています。



(2) 平成27年度鹿児島学習定着度調査の結果について

委員長 次に、報告事項(2)について説明をお願いします。

事務局 「報告事項関係資料②」をご覧ください。平成27年度鹿児島学習定着度調査の結果について、報告いたします。本調査は、県教育委員会が実施するものであります。1の(1)の「趣旨」にありますように、児童・生徒の学力や学習状況について調査し、指導方法の改善・充実を図ることを目的としております。調査の内容、実施日、対象等は、お目通しください。次に、2の各教科の調査結果概要等について説明いたします。各教科・学年ごとに、基礎・基本、思考・表現、全体に分け、市・県の平均通過率とその差、及び「全体」について平成26年度の県との差を括弧書きで示しております。小学校、中学校ともに、全教科で、県平均を上回っており、全体的に見ると、今回、向上が図られたと考えております。小学校から説明します。昨年、県の平均通過率を下回った社会は、基礎・基本、思考・表現、全体とも1.5ポイント上回っております。次に、中学校では、昨年、県を下回った中2理科は、「思考・表現」で、1.6ポイント上回りました。また、中1の社会、数学、理科、英語は、1ポイント以上向上しております。一方、中2社会は、県との差が2ポイント下がっており、指導力の向上が、今後の課題だと考えております。最後に、3「調査結果の活用」ですが、詳細な分析結果を基に、対策を示し、各学校の指導方法の改善につながるよう支援してまいります。結果等は、市のホームページでも公表いたします。以上でございます。

委員長 何かお聞きになりたいことがありましたらどうぞ。

委員 県全体と比べると鹿児島市は上回っているということですね。



(3) 平成27年度鹿児島市社会教育委員の会議の結果について

(4) 吉野公民館改修工事の完了について

委員長 次に、報告事項(3)(4)について説明をお願いします。

事務局 報告事項関係資料③をご覧ください。平成27年度鹿児島市社会教育委員の会議の結果についてご報告いたします。鹿児島市社会教育委員条例施行規則に基づき、永山恵子議長以下19名の委員による4回の会議をとおして、「これからの鹿児島市の生涯学習・社会教育のあり方～地域コミュニティ協議会での取組の方向性～」をテーマとして協議を行い、意見の概要にありますように、5つの意見に集約され、報告されたところでございます。これらの意見は、今後、校区公民館や社会学級、地域公民館関係者等の各種研修会で、本意見の趣旨を踏まえた意見交換の場の設定や情報提供等を行いまして、校区における生涯学習や社会教育の推進に資するよう努めてまいりたいと考えております。

続いて、報告事項(4)吉野公民館改修工事の完了について、ご報告いたします。お手元の資料をご覧ください。当館は、エレベーター設置等の機能拡充や老朽化への対応を図るため、昨年6月から休館して改修工事を行い、平成28年2月17日に完成いたしました。改修内容としまして、正面玄関前にエレベーターを設置しましたほか、トイレの洋式化や、授乳室・託児室の新規設置等を行いました。リニューアルオープニングセレモニーを、平成28年4月2日土曜日の10時から開催する予定にしております。改修後の状況については、主な改修箇所について写真を添付してございますのでご覧ください。

委員長 何かお聞きになりたいことがありましたらどうぞ。

委員 吉野公民館は何階建てですか。

事務局 2階建です。

委員 吉野公民館は築何年ですか。

事務局 昭和53年に建築されています。



(5) 鹿児島市立学校職員ストレスチェック制度について

(6) 第63回鹿児島県下一周市郡対抗駅伝競走大会結果について

委員長 次に、報告事項(5)(6)について説明をお願いします。

事務局 報告事項(5)の資料をご覧ください。鹿児島市立学校職員ストレスチェック制度について、ご報告いたします。本制度は、「労働安全衛生法」の一部を改正する法律が施行され、本制度の実施が事業者に義務付けられたことから、実施するものでございます。1の(1)改正の背景としましては、学校現場でス

トレスを感じている学校職員の割合が多いこと、精神障害の学校職員の増加などがあるようでございます。(2)の目的は、ストレスチェックでは、職員のメンタルヘルス不調を未然に防止するための一次予防、職員自身のストレスへの気付きを促すこと、職場環境の改善につなげ、働きやすい職場づくりをすすめることとでございます。(3)の概要のア、検査の実施・判定についてでございますが、①校長に対しまして、心理的な負担の程度を把握するための検査の実施が義務付けられたため、厚生労働省が示した「職業性ストレス簡易調査票」を参考として、学校職員に対して検査の実施を計画しております。②検査結果は、検査の実施者から本人に直接送付されますが、本人の同意なく校長に結果を提供することは禁止されております。次に、イ、面接指導についてでございますが、検査の結果、高ストレスと判定され、校長等に申出のあった職員に対しまして、医師による面接指導を実施することになります。面接指導実施後に、医師から校長に対して、結果報告がありますので、校長は、医師の意見を聞き、必要に応じて就業上の措置を講じることになります。ウ、集団分析につきましては、個人の検査結果をもとに、学校ごとの集団ごとにストレスの度合いの分析を実施するものでございます。集団分析結果は、校長に通知され、必要に応じて就業上の措置を講じることになります。(4)の実施方法につきましては、ア、28年度から、年1回、6月から7月にかけて実施を計画しているところとでございます。イ、労安法で義務付けられている50人以上の学校だけではなく、全学校での実施を考えております。ウ、検査の実施につきましては、業者に委託して実施したいと考えているところとでございます。裏面をお願いします。2に、ストレスチェック制度の実施の手順及び実施者について、3には、今後の計画について掲載しておりますので、ご覧いただきたいと思っております。報告事項⑤につきましては以上でございます。

続きまして、報告事項(6)の第63回鹿児島県下一周市郡対抗駅伝競走大会の結果について、ご報告いたします。本大会は2月13日から17日までの5日間、県内53区間で行われました。鹿児島地区チームは2日目、4日目、5日目の日間優勝を果たし、5年ぶり17回目の総合優勝を飾りました。先月ご報告いたしました女子駅伝と合わせて、鹿児島地区チームとして初めてのダブル優勝となりました。役員・選手は4におりとおりでございます。駅伝に関わることご支援ご声援等をありがとうございました。以上で報告を終わります。

委員長 何かお聞きになりたいことがありましたらどうぞ。

委員 ストレスチェックについてですが、これは労働安全衛生法の一部改正に伴っての実施ということですが、(3)のアの①に、「ストレスチェックの実施者は、医師、保健師など一定の研修を受けた者」とありますが、これは本市では実際はどのように実施されるのでしょうか。

事務局 実施については外部機関に委託をして行います。

委員 外部機関というのは具体的にどのようなところでしょうか。

委員 病院や健康管理センターなどでしょうか。これに関しては11月から義務化されています。産業医等を置いたりしているのでしょうか。

事務局 市内の学校関係につきましては、1つずつの学校を事業所という形で捉えておりますので、50人以上の学校には嘱託医を置き、50人未満の学校には健康管理医という形で委嘱させていただいています。

委員 各学校に設置している校医とは違うのでしょうか。

事務局 学校医とはまた別に健康管理嘱託医という形でお願いしています。

委員 このストレスチェックを行うことによって、そのような職員が増えることは十分あり得ることです。

委員 (3)のウに「検査結果を基に、学校ごとの集団分析を実施する」とありますが、個人個人の検査の結果が、場合によっては集団分析に入るといえるのでしょうか。

委員 それは私も気になっていました。集団に問題があれば校長が悪いということになるのでしょうか。

事務局 まず集団分析に関しては、さきほどおっしゃられました通り、個々人のストレスチェック結果を積み上げたものを学校ごとに結果を表すということでございます。括弧書きで「受検者10人未満の学校を除く」と示していますが、そのような部分で数値的正確性にやや欠けるといえる点と、個人が特定されやすいという点から、10人未満の学校は省いております。また、10人以上の学校においては、学校組織として同僚等からのサポートはどうかという観点でこの集団分析は結果が出ますので、校長はそれに基づいて、もっと職員の協力体制のことや、上司からの声かけ等を振り返る材料になります。

委員 具体的には、第一段階に個人のストレスチェックがあつて、その結果を基に、第二段階の集団分析というものをどこも必ずやるということですか。

事務局 そうです。ただし集団分析に関しては、10人未満の学校は除きます。それ以外はすべてその流れです。

委員 それをもとに校長先生は、環境改善や対策を講じられるということですね。

事務局 そうです。

委員 この集団分析というものは義務付けられているのでしょうか。学校でも一般の会社でもするものなのでしょうか。

事務局 申し訳ありませんが、詳しい資料が手元にはありませんが、先行実施の自治体を参考にしておりますので、この流れに関しては、義務化され、やらなければならないものであると考えております。

委員 私個人としては、集団分析はしてもいいと思います。傾向等があるので、校長先生や教頭先生にとっては良い指標になるのではないのでしょうか。

委員 市立学校ストレスチェックとありますが、これは小中と市立3高ということですか。

事務局 そのとおりです。小中高の県費の教職員と市費の職員と、正規職員の3分の2以上常時勤務する嘱託職員等を含み、学校職員はすべてが対象となっております。

委員 市立幼稚園は含まれないのですか。

事務局 さきほどの議案でもありましたが、幼稚園の所管が移管されますので市長部

局の方で対応いたします。



(7) 鹿児島市美術品等取得基金による美術品の購入について

委員長 次に、報告事項（7）について説明をお願いします。

事務局 報告事項関係資料（7）をご覧ください。鹿児島市美術品等取得基金による美術品の購入について、ご報告申し上げます。1の「購入美術品」ですが、「横山 操」の日本画「暁桜島」です。購入額は「520万円」、購入の相手方は「東京都中央区の株式会社 村越画廊」です。次に、2の購入理由ですが、横山 操は、桜島を描いた代表的な日本画家の一人です。本作品の山容は単純化されていますが、赤を基調として、噴火の様子を日本画とは思えないほど力強く描き出しているところに画家の特徴が表れています。本作品は美術品収集の基本方針のうち「郷土の風土に取材した作品」に沿い、コレクションの充実につながるために購入したものです。次に、3の購入日ですが、平成28年2月29日に購入いたしました。本作品は、本日から始まりました「春の所蔵品展」において美術館で展示しております。

委員長 何かお聞きになりたいことがありましたらどうぞ。
(なしの声あり)



(8) 市議会関係の審議結果等について

(9) 教育委員会関係の主な行事について

委員長 次に、報告事項（8）（9）について説明をお願いします。

事務局 議案つづりの64ページをご覧ください。報告事項（8）市議会関係の審議結果等についてご説明いたします。平成28年第1回市議会定例会は、3月22日に最終本会議が開かれまして、教育委員会関係の議案第160号議案、184号議案がいずれも原案どおり可決されました。下の199号議案、200号議案につきましては、新任の教育長と教育委員について、教育長に杉元羊一氏、教育委員に立元千帆氏の任命が同意されたところでございます。続きまして、報告事項（9）教育委員会関係の主な行事についてご説明いたします。市立学校の入学式といたしまして、小中学校が4月6日、高等学校及び玉龍中学校が4月7日に行われる予定となっております。入学者数は、今年1月時点での取りまとめになりますが、小学校が5,735人、中学校が5,838人の予定でございます。以上でございます。

委員長 何かお聞きになりたいことがありましたらどうぞ。

委員 議案資料の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第5条に、「教育長の任期は3年とし、委員の任期は4年とする。ただし、補欠の教育長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。」とありますが、委員長の残任期間はど

れくらいありますか。

事務局 今年の7月13日までです。

7 その他

委員長 最後に、事務局から何かありますか。

事務局 4月の定例会について、ご連絡いたします。4月28日木曜日15時30分から開催いたします。新体制になって1回目の会議となりますのでよろしくお願いたします。以上です。

8 閉会

委員長 それでは、以上をもちまして本日の定例会を終了いたします。

【以上】